

公安委員会	F A T F 対日相互審査の評価結果	令和6年11月14日
説明資料No. 1	の引上げ申請の結果について	刑事局 警備局

### 1 概要

令和3年8月に公表されたF A T F 第4次対日相互審査での指摘事項の改善状況について、本年4月にF A T F に提出した我が国のフォローアップ報告書の中で、勧告7・8・12・22・23・25に関する評価の引上げを申請していたところ、書面審議を経て、これが採択され、令和6年10月24日（木）にフランス（パリ）で開催されたF A T F 全体会合で報告が行われたもの。

### 2 評価結果の引上げ申請の結果（F A T F 全体会合報告）

対日相互審査報告書の採択以降、日本は、勧告7「大量破壊兵器の拡散に関与する者への金融制裁」、勧告8「非営利団体（N P O）の悪用防止」、勧告12「P E P s（重要な公的地位を有する者）」、勧告22「D N F B P s（指定非金融業者及び職業専門家）における顧客管理」、勧告23「D N F B P s（指定非金融業者及び職業専門家）による疑わしい取引の報告義務」及び勧告25「法的取極の実質的支配者」の指摘事項に対処していることから、評価結果を「P C（一部適合）」から「L C（概ね適合）」（注）に引き上げる。主な取組例は以下のとおり。

（注）評価はC（適合）、L C（概ね適合）、P C（一部適合）、N C（不適合）の4段階。

- ・ 勧告7：拡散金融対策の強化
- ・ 勧告8：N P O法人に対するアウトリーチ・モニタリング強化
- ・ 勧告12：国内／国際機関P E P sへの対応を明確化
- ・ 勧告22：士業者に対する取引時確認義務の拡充
- ・ 勧告23：士業者に対する疑わしい取引の報告義務の新設
- ・ 勧告25：金融機関による取引目的（信託の受託者）の確認強化

### 3 今後の予定

F A T F 第4次対日相互審査でP C（一部適合）又はN C（不適合）評価を受けた勧告は、全てL C（概ね適合）へ評価引上げされ、日本の改善状況の報告（フォローアップ報告）は全て終了した。今後は、令和9年から開始されるF A T F 第5次対日相互審査に向けた対応を実施。

公安委員会	第92回国際刑事警察機構(ICPO)	令和6年11月14日
説明資料No. 2	総会の開催結果について	刑事局

## 1 ICPO総会について

ICPOの最高の意思決定機関であり、各加盟国の代表によって組織され、年1回開催される。総会における主な議題は次のとおり。

- 執行委員会構成員（総裁、副総裁及び執行委員）の選出
- 執行委員会が選出したICPO事務総長候補の信任
- 予算の承認
- 規則の制定

## 2 開催日及び場所

日程：令和6年11月4日(月)から11月7日(木)までの4日間

場所：英国（グラスゴー）

出席者：組織犯罪対策部長、国際捜査管理官等

## 3 会議の概要

### (1) 執行委員会構成員の選出

- 副総裁選挙（アメリカ枠及びアフリカ枠各1名）
- 執行委員選挙（アジア枠2名、ヨーロッパ枠3名及びアメリカ枠2名）

### (2) ICPO事務総長候補の信任

### (3) ICPOの財政

- 2025年予算の決定
- 各国分担金の決定

## 4 今後の総会開催地

今後の総会開催地については次のとおり決定済み。

- 第93回（2025年）：モロッコ
- 第94回（2026年）：中国
- 第95回（2027年）：カタール
- 第97回（2029年）：韓国